地域密着型サービス事業者の公募について

令和元年5月

津山市環境福祉部 社会福祉事務所 高 齢 介 護 課

第1 公募の趣旨

本公募は、介護保険事業計画に基づき、令和元年度の地域密着型サービスの整備に向けて行うものです。

第2 公募する地域密着型サービス事業の内容及び整備数

小規模多機能型居宅介護·介護予防小規模多機能型居宅介護

(整備数値)

令和元年度

加茂・阿波圏域 1箇所

※日常生活圏域の具体的な地区については、別紙「津山市の日常生活 圏域」参照

令和元年度整備分は、上記以外の地域密着型サービスについて公募を行う予定はありません。

第3 地域密着型サービス事業予定者の選定方法

1 事業予定者の選定方法

- (1) 事業予定者の決定は、審査のうえ津山市高齢者保健福祉・介護保険 事業運営協議会の意見を参考に、市長が決定します。
- (2) 審査は、書類審査、面接の内容を踏まえて行います。
- (3) 審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。
- (4) 事業予定者の応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合 は、再度公募を行う場合があります。
- (5) 事前協議がない場合は、申請を受け付けません。

2 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、文書で通知します。 また、決定した事業予定者は、津山市ホームページで公表します。

3 選定の対象及び取消

事業を実施できるのは法人のみであり、以下のいずれかに該当する場合は、 選定を取り消すことがあります。

- ① 事業予定者が申請時に提出した書類、面接等について、その内容に 虚偽又は事実と著しい相違があると認められるとき
- ② 施設設置予定地に変更が生じたとき
- ③ 事業主体となる法人に変更が生じたとき
- ④ 定員数に変更が生じたとき
- ⑤ 施設設計に重大な変更が生じたとき
- ⑥ 事業開始日に遅延が生じたとき(あらかじめ、遅延に係る協議があり、市長がやむを得ないと認めた場合を除く。)
- ⑦ 令和2年4月1日までの事業開始が見込めなくなったとき
- ⑧ 特定建物(注)に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合,当該特定建物に居住する利用者の数が,当該指定サービスの登録定員の数の2分の1を超えると見込まれるとき
 - (いわゆる「囲い込み」を禁止し、圏域住民のサービス利用を妨げないよう配慮を求めます。指定後であっても、条例で規定する「囲い込み」状態が発生した場合、指定を取り消しますので十分注意してください。)

(注)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定に基づき設置された養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム,同法第29条第1項の規定に基づき設置された有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもののうち、その設置者又は登録を受けた者が同一のもの。

4 その他注意事項

- (1) 法令に適合していない場合は、審査の対象となりません。
- (2) 申請書類について、受付期間後の差替え等は行えません。
- (3) 提出された申請書類の返却は行いません。
- (4) 申請書の作成等に係る諸費用は、全額申請者負担となります。
- (5) 事業予定者として選定された事業者も、指定が確定されるものではありません。法令等に反する場合は指定を行いません。
- (6) 事業予定者の選定状況に関する照会等には応じられません。申請者 又はその関係者から照会等があった場合、その態様によっては選定対象 から除外することがあります。
- (7) 「津山市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年津山市条例第44号)及び「津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年津山市条例第45号)の基準等を満たさない場合や満たさない可能性がある場合は選定しないこともありますので、ご留意願います。

第4 公募手続き

1 申込み方法

応募を希望される事業者は事前連絡のうえ、事前協議を行ってください。 事前協議終了後、所定の期日までに下記「選考様式及び添付書類」を提出していただき、後日、面接を行います。

なお、事前協議、申請受付等の期間については「2 公募スケジュール」のとおりです。

【選考様式及び添付書類】

項目	記 載 内 容	様式
設立計画書	申込みに必要な事項	様式1
定款等	申請者の定款、寄附行為等及びその登記 簿謄本又は条例等	自由様式
事業スケジュール	開設までの日程表	自由様式
基本計画図面	所在地、事業規模、平面図等	自由様式
資金計画	設立時から開設後最低 10 年間以上	自由様式
職員体制	①採用方法(職員の採用から従事まで) ②資格、経験(採用資格、実務経験について) ③雇用形態(常勤職員とその他職員について) ④研修体制(採用時、従事後) ⑤健康管理(健康診断等について) ⑥配置人員(職種、時間ごとの配置について)	自由様式
その他	決算書等 (写しも可)	自由様式

[※]上記以外の様式を追加することがあります。

2 公募スケジュール

年 月 日	指定の流れ	
令和元年		
5月7日~5月24日	事前協議	
6月10日~6月14日	申込受付	
6月中旬 ~下旬	書類選考(一次審査)、書類選考結果通知	
7月中旬~下旬(予定)	面接(二次審査)	
8月上旬(予定)	津山市高齢者保健福祉•介護保険事業運営協	
	議会	
8月上旬(予定)	指定内示	
	施設整備、開設準備	
事業開始前々月	指定申請書受付	
	指定	
	指定介護保険事業所サービス開始	